

別 表 (第 2 条関係)

補 助 事 業 名	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援 (バス)
補 助 事 業 の 目 的	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」等を踏まえ、車内の乗車密度を上げないように配慮した運行に取り組む地域公共交通事業者を支援する
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	道路運送法第 4 条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	<p>車内の乗車密度に配慮した運行に要する経費</p> <p>【算式】 運行経費[ア]×(輸送力割合[イ]－輸送人員割合[ウ])－運行期間に相応した国庫補助金収入[エ] [算式に代入する金額等]</p> <p>[ア]運行経費 1 日 1 台当たりの運行経費(2 4 千円)×稼働車両台数×運行日数 (3 0 日程度) (注 1) 稼働車両台数は事業者の登録車両台数から運行期間中に故障等により稼働していない車両数を差し引いた台数とする (注 2) 運行期間は、原則、一月以内で設定するものとする (注 3) 運行期間は、令和 2 年第 3 次補正予算における国の「ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化・継続事業」に基づく実証運行と重複しない期間とする</p> <p>[イ]輸送力割合 運行期間中の輸送力(実車走行キロ)÷前々年同時期の輸送力(実車走行キロ)</p> <p>[ウ]輸送人員割合 運行期間中の輸送人員÷前々年同時期の輸送人員</p> <p>[エ]運行期間に相応した国庫補助金収入 (①雇用調整助成金②月次支援金) ①雇用調整助成金 国から雇用調整助成金を受領した場合は、助成金総額のうち乗務員に係る 1 日当たりの助成相当額を算出し、運行日数を乗じた額 (1, 000 円未満切捨) ②月次支援金 国から月次支援金を受領した場合は、1 日当たりの助成相当額を算出し、運行日数を乗じた額 (1, 000 円未満切捨)</p> <p>[[ア] [イ] [ウ] [エ] 共通事項] (注 3) 道路運送法第 4 条の許可を受けて運行する一般旅客自動車運送事業に使用する車両に限る (注 4) 路線バスの稼働車両台数、輸送力割合及び輸送人員割合はそれぞれ兵庫県内の実車走行キロに応じた数量とする (注 5) 高速バスは起終点及びすべての経由地を兵庫県内とする系統に限る</p>
補 助 金 の 額	補助金の額は、補助対象経費に 1 / 4 を乗じた額 (1, 000 円未満切捨) 以内、かつ予算の範囲内の額とする。
適 用 除 外 す る 条 項	第 19 条
そ の 他 の 事 項	補助金の交付は、事業者について二回限りとする。